

～知的障害、精神・発達障害などのある方の雇用に～ 「ジョブコーチによる職場サポート」のご案内

(ジョブコーチ(職場適応援助者)は障害者の職場定着の専門家です)

1. 「ジョブコーチ支援」ってなに？

- ▶▶▶ 定期的に職場訪問し、「障害のあるご本人」と「職場の社員・スタッフ」に対して、“仕事や職場に慣れる方法”や“雇用管理の方法”を具体的にアドバイスします。
(※うまくいかないことの改善だけでなく、心配されることや気になることへの相談ケアも行います)
- ▶▶▶ “職場として主体的に支え合える状態”(ナチュラルサポート)を目指します。



～精神・発達障害などの特性を踏まえた雇用管理について～

「伝えにくい特性」「見えにくい特性」のため、最初にご本人や職場なりに“良かれと思う対応”をしていても、それがお互いにとって“行き違い”になってしまうと、“課題”となることもあります。

→お互いの「リスク軽減」の点からも雇用当初からの導入がお勧めです！

こんな課題や心配ありませんか？

- なかなか作業のミスが減らない
 - 指示や注意が抜けることが多い
 - コミュニケーションがうまく取れない
 - 適切な振る舞いができていない
 - 突然、勤務が安定しなくなった
 - 調子がよくなさそうで心配される
 - 指導方法や接し方が適切なのか確信がもてないので助言がほしい
 - 面接や実習は問題なかったのですが、うまく職場や仕事に慣れてほしい
 - 初めての受入れ／就職なので、定期的な訪問があると安心できる
-
- 指導方法を見直す必要性を感じる
 - 精神・発達障害の特性を踏まえた雇用管理の方法を再確認したい
 - (複数名を雇用) 各々の支援機関はあるが、横断的フォローがない

「職場への定着」「課題の改善」のための支援

A 作業場面介入型

従来型

【標準期間】 2～3ヶ月(頻度は週2回程度から)

【対象障害】 知的障害、精神障害、発達障害、他

(本人支援) 対処方法の助言、支援ツールの導入

(職場支援) 特性に応じた指導、勤務環境の調整 など

「安定性の維持、向上」のための支援

B 相談支援中心型

【標準期間】 3～4ヶ月(頻度は月3～2回から)

【対象障害】 精神障害、発達障害、他

(本人支援) セルフマネジメント方法、不安点への助言

(職場支援) 特性に応じた指導、懸念点への助言 など

(※職業準備支援または訪問型法人施設の利用者などに限る)

「雇用管理の仕組みづくり」の支援

C 企業支援型

【標準期間】 4～5ヶ月(頻度は月2～1回から)

【対象障害】 精神障害、発達障害、他

(本人支援) モチベーション維持・向上の仕組みづくり

(職場支援) 職場内のフォロー体制や方策の助言 など

2. 支援導入のタイミング

- ▶▶▶ 「採用時」「在職中」「(休職した場合の)復職時」など、必要なタイミングで支援導入を検討できます。

3. 支援実施の流れ

- ▶▶▶ ① ご本人、企業(職場)、支援機関、どなたからでもご依頼いただけます。
② 相談打合せ(依頼日から通常1~2週間以内)、ご本人の利用者登録
③ 現場での支援(アセスメント→支援計画の策定→支援→フォローアップ)



(※1) アセスメント=「本人の特性、状態、能力適性」「職場の環境、体制、要求水準」などから課題整理をすること。

(※2) ● =ジョブコーチ訪問

(※3) フォローアップ終了後でも、業務内容や指導体制などの大幅な変更がある場合は、再支援の検討も可能です。

- ▶▶▶ 通常、障害者職業カウンセラーが全体の調整や支援計画策定などを行い、ジョブコーチ2名が交互に職場訪問して支援する体制をとります。

※「そもそもの業務や環境へのマッチングの問題」「明らかな病状悪化」など、ジョブコーチ支援が適さない場合は、障害者職業カウンセラーが対応します。
※障害者職業カウンセラーは、法律に基づく職業リハビリテーションの専門家で、「障害者の雇入れ・雇用管理」「社内啓発・研修」「職務創出・職域拡大」などの助言、援助を行います。また、課題に応じて他の専門機関を紹介いたします。



4. ご利用にあたって

- ▶▶▶ ・費用は無料です。 ・障害の種類や障害者手帳の有無は問いません。
・「トライアル雇用」との併用は可能です。

- ▶▶▶ 「まず電話一本」でお気軽にお問い合わせください！

✓ 「こんなケースでも利用できますか？」という検討段階でのお電話でも大丈夫です。

…進め方(案)のすり合わせや、必要に応じて事前の顔合わせなども調整できます。

…「ジョブコーチ支援申込書」の提出は、実施決定後(顔合わせ前)で大丈夫です。

✓ 訪問型職場適応援助者や企業在籍型職場適応援助者とのペア支援も可能です。
就労移行支援事業所などの利用者の場合、施設担当者との「協同支援」も可能です。

✓ 支援機関からの依頼の場合、可能な範囲で「依頼者の支援経過」「主治医の意見書」(写)など医療情報、などの情報共有をお願いします。(ご本人同意はお取りください)



独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構 千葉支部
千葉障害者職業センター

〒261-0001 千葉市美浜区幸町1-1-3(ハローワーク千葉との合同庁舎4階)

[TEL]043-204-2080 [FAX]043-204-2083

[E-mail]chiba-ctr@jeed.go.jp [URL]https://www.jeed.go.jp/

